

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者（法人）及び事業所概要

事業所の名称	あさひホームクリニック		
指定事業所番号	121	法人種別	個人診療所
指定事業の種別	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導		
所在地	千葉県旭市イの4644番地 小松屋シーズビル3階		
責任者	伊藤篤史		
電話番号	0479(75)4225		
サービス提供地域	旭市内及び近接エリア（銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、横芝光町）		

2. 診療日及び診療時間

【診療日】 毎週月～金曜日 【診療時間】 午前9時から 午後5時

3. サービス内容

【医師による居宅療養管理指導とは】

担当の医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを提供するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

4. 費用（居宅療養管理指導費）について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。※別添サービス利用料表 参照

【居宅療養管理指導費】 ※1 単位=10円

居宅療養管理指導費（Ⅰ） ※（Ⅱ）以外の場合に算定	単一建物居住者1人	515 単位／回（月4回を限度）
	単一建物居住者2～9人	487 単位／回（月4回を限度）
	単一建物居住者10人以上	446 単位／回（月4回を限度）
居宅療養管理指導費（Ⅱ） ※在宅時医学総合管理料等を 請求する場合	単一建物居住者1人	299 単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者2～9人	287 単位／回（月2回を限度）
	単一建物居住者10人以上	260 単位／回（月2回を限度）

2025.9月時点

5. 支払方法

※2頁 3-1 をご参照ください。

6. 苦情等相談窓口

窓口	あさひホームクリニック
窓口責任者	伊藤篤史
利用時間	月～金曜日 午前9時～午後5時
電話番号	0479(75)4225

※当クリニック相談窓口以外に、市役所の下記窓口に相談することも可能です。

窓口	旭市役所 高齢者福祉課 介護保険班
電話番号	0479(62)5308

窓口	千葉県庁 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険制度班
電話番号	043(223)2446

窓口	千葉県国民健康保険団体連合会
電話番号	043(254)7428

個人情報の保護について

当クリニックでは、患者様に安心して在宅療養を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者様の個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的

当クリニックでは、患者様の個人情報を別記の目的で利用させていただくことがあります。他の目的での利用が必要になった場合は、改めて患者様から同意をいただきます。

個人情報の開示・訂正・利用停止

当クリニックでは、患者様の個人情報の開示・訂正・利用停止などについては、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。手続きの詳細やご不明な点については、個人情報の相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

個人情報の相談窓口

手続きの詳細やご不明な点については、当院の相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

院内での利用

1. 患者様に提供する医療サービス及び介護サービス
2. 医療保険事務
3. 入退院等の調整管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者様への医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. その他、患者様に係る管理運営業務

院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提出
8. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
10. 医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
11. その他、患者様への医療保険事務に関する利用

その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

●上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口まで申し出ください。

●申し出がない場合は、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。ただし、申し出があれば、撤回や変更なども可能です。これらの申し出は、後からいつでも撤回や変更などをすることができます。